

令和8年5月（第9回）光市教育委員会会議の要旨

1 開催日時

令和8年5月21日（木） 午後2時00分～午後3時35分

2 場 所

光市教育委員会1階ホール

3 出席者

伊藤教育長、寺崎委員、武田委員、岩佐委員、藤本委員

4 事務局

小山教育部長、加川教育部次長兼教育総務課長、櫻井ひかり学園推進課長、岩政学校教育課長、藤屋学校教育課主幹、宮本地域クラブ活動推進室長、久山文化・社会教育課長兼人権教育課長、三好スポーツ推進課長、大濱図書館長、高橋学校給食センター所長、松永教育総務課管理係長

5 教育長報告

- (1) 光市立浅江中学校移転記念式典の開催について
- (2) 中学生リーダー養成講座・光ジュニアクラブの活動について

6 議 事

(1) 議案及び報告

ア 議案第22号 公益財団法人光市文化振興財団の令和7年度決算及び令和8年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人光市文化振興財団の令和7年度決算及び令和8年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

市民ホールの活用の仕方や行事イベントなどの情報発信について、広報誌「虹」以外の媒体でどのように行っているか。

回 答

デジタル媒体として財団のホームページでの発信のほか、市広報に載せている。フリーペーパーなどにも時々載せている。

意 見

テレビコマーシャルは金がかかるので、インスタグラムを活用するとともに、光市のインスタグラムとうまく連携しながら進めてほしい。

② 意 見

市民夏季大学は非常に評判がよく、毎年、文化・スポーツのかなり秀でた方が講師をされているが、どのようにして人選を行っているか。基準はあるのか。

回 答

基準は特にないが、ある程度知名度のある方やテレビなどで見かける方の中から市民ホール館長が中心になって選んでいる。広い分野から選ぶようにしており、話上手というだけでなく、学びも取り入れるよう工夫している。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

イ 議案第 23 号 公益財団法人光市スポーツ振興会の令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画について

(ア) 概 要

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、公益財団法人光市スポーツ振興会の令和 7 年度決算及び令和 8 年度事業計画について市議会に報告するため、本案を提出。

(イ) 内 容

概要のとおり。

(ウ) 主な意見

① 意 見

情報発信の現状はどのようになっているか。また、年間利用者数はコロナ以前と比べてどういう状況になっているか。

回 答

情報発信はスポーツ振興会のホームページで行っており、光市スポーツ推進課ともリンクさせている。また、利用者数はコロナ以前に戻りつつあるが完全には戻っていない。

② 意 見

夏に涼むことを兼ねて積極的にスポーツ施設に出向き、涼しい中で少し体を動かしたりすることができるような取組ができればよいと考える。

回 答

施設の維持管理には膨大な費用がかかる。特にメインアリーナは全館を冷やせばかなりの金額になるなど費用面での負担が大きく、財団の運営を電気代が圧迫することが懸念されることから今後の検討課題ととらえている。

③ 意 見

市としては入館者数や利用率が上がるのが一番のメリットだと思っている。来館者数増によって指定管理料を増やすといった仕組みはあるのか。

回 答

公益財団法人は光市の出資財団であり、出資金は光市が投じている。収入を指定管理者が納め、それを運用していいイベントを行う利用料金制という仕組みがあるが、総合体育館などについては導入していない。現契約は5年契約の2年目であり、3年後に利用料金制を導入することの検討が必要かと考えている。

(エ) 議 決

全員一致で承認される。

ウ 報告第23号 光市地域クラブ活動団体活動費補助金交付要綱の制定について

(ア) 概 要

光市地域クラブ活動団体活動費補助金交付要綱の制定について、事務局より説明。

(イ) 内 容

部活動の地域展開に係る地域クラブ活動団体が持続可能で多様な活動となるよう、光市地域クラブ活動団体の活動に係る経費を補助することに関し必要な事項を定めるもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意 見

補助金上限額について、国や県の指針と比べて光市は手厚くしているということがあるか。

回 答

所属する生徒の人数の区分けについては国の補助制度の基準に合わせている。

意 見

国や県の補助金の考え方と比較してどのような状況か。

回 答

国の考え方は、会費を徴収して支出した赤字部分について補助金を出すというもの。光市としては、少しでも補助金として活用いただいて活動につなげるということを目的に赤字の補填ではなく活動に対する補助金としている。国は土日の活動にしか支払えないとしているが、本市は平日も土日の活動にも支払えるとしている。

② 意 見

補助金について、各団体で余ったら繰越して会で持っておくことができるか。

回 答

定めた30,000円から50,000円までの上限額の範囲内で支出した実績額に対する補助となる。

③ 意 見

市の補助金のほかに地域クラブに入ってくるお金はあるのか。

回 答

基本的にはないと思われるが、例えばスポーツで中学校体育連盟の大会に出場して

中国大会や全国大会に出場した場合に中体連からの補助金はある。ほかにスポンサーの企業からお金を募って寄附を受けて、例えばTシャツやユニフォームに企業の名前を入れるというのはいえる。

エ 報告第24号 光市地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について

(ア) 概要

光市地域クラブ活動参加者支援補助金交付要綱の制定について、事務局より説明。

(イ) 内容

生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動等に継続して親しむ機会を確保することを目的に、地域クラブ活動に参加する経済的困窮世帯の生徒の保護者に対して、地域クラブ活動の参加に要した経費を補助することに関し、必要な事項を定めるもの。

(ウ) 主な意見や質疑

① 意見

様式の提出先が光市長様となっているのは、教育委員会ではなくて市長に補助金の権限があるということなのか。

回答

市の補助金になるため市長宛に請求して市長が決定することになる。

② 意見

補助金を申請するタイミングは、入学してから、学年が変わってからなどでいうといつになるか。

回答

先ほどの団体補助金と同様で支出をした後の申請になるので24,000円の上限額に達した以降に申請をしていただくのが一番いいのかと思っている。会費で24,000円の上限額に達しない場合は年度末の申請になると考えている。

③ 意見

申請をする方というのは地域クラブや学校からプリントをもらうのではなく、個人が誰にも知られず、市の担当窓口職員だけが分かるという形で申請するという認識でよいか。

回答

お見込みのとおり。主に、就学支援を受けている方が対象となると思っており、毎年7月中頃に就学支援の交付決定をし、交付決定通知書を郵送する際に案内等を入れて申請していただく形にする。地域クラブにも支払った領収書が必要となるため会費の集金袋に印鑑を押したものなど日頃から領収書を出すよう案内している。

オ 報告第25号 光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について

(ア) 概要

光市教育委員会事務評価委員会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

カ 報告第26号 光市社会教育委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

キ 報告第27号 光市青少年問題協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市青少年問題協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ク 報告第28号 光市文化財審議会委員の任命について

(ア) 概 要

光市文化財審議会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

ケ 報告第29号 光市人権教育推進協議会委員の委嘱について

(ア) 概 要

光市人権教育推進協議会委員の委嘱について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。

コ 報告第30号 光市立図書館協議会委員の任命について

(ア) 概 要

光市立図書館協議会委員の任命について、事務局より説明。

(イ) 内 容

概要のとおり。